

市町村コード

24-210

三重県

亀山市

法人市民税領収済通知書 ㊦

口座番号 00830-4-960071 加入者名 亀山市会計管理者

所在地及び法人名

様

年度 ※ 処理事項 法人番号

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申告区分
から まで 中予確修更決見その他()
間定定正正定込

Table with columns for tax items (法人税割額, 均等割額, 延滞金, 督促手数料) and amounts in Japanese Yen.

納期限 年月日
指定金融機関名 百五銀行
取りまとめ店 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター (〒469-8794)

上記のとおり通知します。(市保管)

領収日付印

市町村コード

24-210

三重県

亀山市

法人市民税納付書 ㊦

口座番号 00830-4-960071 加入者名 亀山市会計管理者

所在地及び法人名

様

年度 ※ 処理事項 法人番号

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申告区分
から まで 中予確修更決見その他()
間定定正正定込

Table with columns for tax items (法人税割額, 均等割額, 延滞金, 督促手数料) and amounts in Japanese Yen.

納期限 年月日
※ 日計 円

※は郵便官署において使用する欄です。上記のとおり納入します。(金融機関等保管)

領収日付印

市町村コード

24-210

三重県

亀山市

法人市民税領収証書 ㊦

口座番号 00830-4-960071 加入者名 亀山市会計管理者

所在地及び法人名

様

年度 ※ 処理事項 法人番号

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申告区分
から まで 中予確修更決見その他()
間定定正正定込

Table with columns for tax items (法人税割額, 均等割額, 延滞金, 督促手数料) and amounts in Japanese Yen.

納期限 年月日

※納期限が休日等に該当するときは、地方税法第20条の5第2項の規定によりその翌日が納期限の日となります。

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

領収日付印

納付書をご利用になるときの注意点

(1) A4(両面白紙)の用紙に印刷してください。
納付書の外周の点線部に沿って切り取ってご利用ください。

(2)納付場所

亀山市指定金融機関

- ・百五銀行
- ・三十三銀行
- ・北伊勢上野信用金庫
- ・鈴鹿農業協同組合
- ・東海労働金庫
- ・りそな銀行
- ・中京銀行

※三重・愛知・岐阜・静岡の各県内の
ゆうちょ銀行・郵便局

お問い合わせ先

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市総務財政部税務課

TEL0595(82)1111(代表)

0595(84)5011(直通)

FAX0595(82)3883